

# 京滋私大教連

<発行>京滋地区私立大学教職員組合連合  
TEL075(415)1092 FAX075(415)1093  
E-mail :kfpu@ari.bekkoame.ne.jp  
URL :http://www.bekkoame.ne.jp/~kfpu

## 【戦後 70 年・安保法制を許さない京都の大学人の集い】

2015年8月5日

於：龍谷大学「響都ホール」



8.5 安保法制を許さない京都の大学人の集い

### 【基調講演】

## 憲法9条こそ21世紀の国際社会に対する

### 最も有効な対案である

京都大学人文科学研究所／元衆議院法制局参事  
山室 信一

#### ◆はじめに

京都大学の山室です。今年の夏は、安保関連法案だけでなく、戦後 70 年の安倍談話や原発の再稼働、沖縄の辺野古基地問題など、さまざまな重要課題があつて、私も少々疲れていますが (笑)、今日は 4 つほどの論点に関して報告をさせていただきます。

第一に、現在どういう状況に置かれているのか。第二に、この安保関連法案がどのような問題点をもっているのか。第三に、大学教職員や学生など大学人がこの問題に反対する歴史的な意味は何か。第四に、この法案を止めるために何をすべきか、私からの提案をさせていただきますと考えています。

#### ◆現在の状況をどう見るか

この間の大きな問題として、内閣総理大臣補佐官の磯崎陽輔氏が「法的安定性で、国の安全が守れるのか」と発言したことや、滋賀県 4 区選出の武藤貴也議員が SNS を通じて、「自由と民主主義のために行動すると言ってマイクをもって演説しているが、彼ら・彼女らの主張は『だって戦争に行きたくないじゃん』という自己中心、極端な利己的な考えに基づくものであり、利己的個人主義がここまで蔓延したのは、戦後教育のせいだろうと思うが非常に残念だ」との持論を展開し SEALDs の皆さんを一方向的に批判するとともに、「本当に戦争に反対するなら、国会前で声を出すより尖閣諸島で脅威を及ぼしている中国や、ミサイル実験を繰り返す北朝鮮の前で抗議すべきだ」という主張を行なったことに対して、各方面から厳しい批判が寄せられています。なによりも戦争は国際法上で違法行為なので、「戦争に行きたくない」という主張は、まっとうで合法的なものであり、これを個人倫理で捉えるということ自体、武藤議員が立法院の一員であることの適格性を大いに疑

わせるものです。

また、武藤議員は「日本国憲法によって破壊された日本的価値観」と題する過去のブログ（2012年7月23日付）の中で、「日本精神あるいは日本的価値観」は「かつての武士道がそうであったように、法治主義ではなく礼治主義であった」という主張を展開するとともに、『国民民主権』、『基本的人権の尊重』、『平和主義』という日本国憲法の三原則が、日本的な価値観を壊してきた元凶である」と強調し、「憲法を最も高い法規範としてきたことが日本を破壊してきた」との考え方を示しています。

自民党の憲法改正草案（第13条）では、権利の主体を「個人」から「人」に変更するとともに、「国民の権利」に関しては、「公益および公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」と規定していますが、ここで言う「公益」ないし「公の秩序」とは、滅私奉公の「公」を示すものと言えます。

この安保関連法案の審議が始まってから、自民党内の懇談会の場で「安保関連法案に反対するマスコミを懲らしめる必要がある」という耳を疑うような発言から、「憲法では日本を守れない」「憲法が栄えて国家が減ぶ」などの発言を自民党幹部が公然と行ない、安倍首相の側近である磯崎氏が「法的安定性は関係ない」といった発言をするなど、武力行使の前には全ての法律を沈黙させるような議論が行なわれていることは極めて重大な事態です。

私は韓国や中国、台湾の研究者とも交流があって、「自由民主党とはどういう政党ですか？」という質問をされることがあります。その際、「自由というものを信じることなく、民主主義を奪う人の集まりである」（会場拍手）という回答をしています。これは「ジョーク」で答えたつもりなのですが（笑）、今はもはや「ジョーク」といえない状況になっています。私たちは、そのことを真剣に考えなければなりません。

この法案に対する反対運動を通じて、現在の安倍政権や、自由と民主主義、法治主義を私たちの手で取り戻すことが重要な課題であることが明らかになったことには大きな意味がありますが、耳を疑うような暴言が次々と日替わりで

出てくるので、次第にそれらの発言に驚きを感じなくなってしまう事態に陥っていることの重大性を今一度考えなければなりません。これらの暴言に対しては、決して「不感症」に陥ってはならないことを確認したいと思います（拍手）。



京都大学・山室信一先生

#### ◆「存立危機事態」の認定をめぐる問題点

すでに皆さんもご存知の通り、本法案の「存立危機事態」の認定にあたっては、「政府が総合的に判断する」という仕組みになっています。しかし、その事態の想定が国会答弁でも次から次へと変更されているのです。ホルムズ海峡の機雷掃海を想定しているかと思えば、イランがアメリカ等との取り決めによって問題となくなってくると、今度は一転して北朝鮮や中国脅威論を振りかざす答弁に終始しています。あからさまに北朝鮮や中国を「仮想敵国」として断じる一方、未来志向の「戦後70年談話」を発表するとしています。一体何のための談話なのでしょう。右手で拳を振り上げながら、左手で握手を求める。それが日本の総理大臣、あるいは日本国民の総意なのでしょう。そうではないはずです。

この間、安倍首相は「戦争に巻き込まれることは断じてない」と繰り返し強調しています。それは私もその通りだと思います。しかし、この「戦争に巻き込まれない」という表現は明らかに間違った表現です。それは何故かといえば、武力行使の新3要件を満たせば、自らの意志で日本が戦争に参加する法案だからです。決して他国の戦争に他動的に巻き込まれるものではないのです。「自発的に参戦する」法案なのです。

つまり、海の向こうで戦争が起こると、政府

が「日本の存立危機事態」と認定し、戦地で一発の銃弾を放てば、その瞬間に私たちが住んでいる日本全土が戦場になり、在外邦人は命を狙われることになるのです。自衛隊だけが海外に出て行って、戦争するような間違ったイメージを持ってはいけません。戦争に参戦するということは、いつどこから、日本の国土にミサイルが飛んでくるかわからない、テロが行われるのか分からない状態に入ることが実態となるのです。

ですから、SEALDsの学生の皆さんが「戦争をしたくない」というアピールをされるのは当然のことなのです。安倍首相は安全保障関連法案を「戦争法案」と言うのは「レッテル貼りだ」と批判しますが、まさに戦争法案以外の何物でもないはずなのです。

特に、安全保障関連法案の重大な欠陥は、武力行使の要件を定めてはいるものの、戦争をどのようにして終わらせるのかについては一切規定されていない点です。戦争において、最も重要なことは、いつ戦争を終わらせるのかということです。果たして、集団的自衛権が行使されたとき、戦争をやめる主体的な権限は、日本にあるのでしょうか。アメリカが開始したイラクやアフガン戦争において、ブッシュ大統領はイラク攻撃から一ヶ月で戦争終結を宣言しましたが、本当に戦争は終わったのでしょうか。戦争の終結宣言をしたからといって、戦争が終わることは決してありません。むしろ日常化した戦争が続きます。

今回の法案では、日本と密接な関係にある他国、例えばアメリカやオーストラリアが攻撃された際、日本が一旦参戦した後で勝手に「止めた」と言えるのでしょうか。それこそ信頼関係を損なってしまうのではないのでしょうか。仮に、日本がアメリカと違う判断をして、この戦争を止めると宣言しても、アメリカはそれを許してくれるのでしょうか。また、「後方支援」に徹して「現に戦闘状態にない地域」から「戦闘地域になる危険性」が高まれば、「すみやかに撤退する」という説明を国会答弁でもしていますが、現代戦争には前線も後方もないのです。逆に「後方支援」である兵站活動こそ、戦争で最も重要な役割を担っており、最も狙われやすい部隊な

のです。今は戦闘状態になかったとしても、何時、どこから弾丸やミサイルが飛んでくるのか、誰が正確な判断をできるのでしょうか。法案が想定している状況など、全くの幻想でしかないはずなのです。

今は戦闘地域ではなかったとしても、それは単なる一時的な状態ではなく、弾丸やミサイルが飛んできた瞬間に、非戦闘状態ではなくなってしまうのです。日本の自衛隊が「危うい状態になったので撤退します」と言えば、それは敵前逃亡となります。そんな国を誰が信用するのでしょうか。

#### ◆「例外なき国会承認」は有効なのか

今回、衆議院で法案を強行採決した際、特別委員会の浜田委員長が「10本の法案を1本にまとめることは望ましいことではなかった」と発言をしていますが、10本の法案を一つにまとめて、さらにそれに関連する法案が10本あるので、合計20本の改正法案という構成となっています。そうすると、細かな法律の条文や字句の一つひとつを丁寧に点検などできるはずがありません。結局、総括的にこれを是とするか、非とするかという議論になってしまうのです。

現在、参議院では国会の事前承認を例外なく必要とする修正提案が提出されようとしています。しかし、国会の承認を得るために提出される「基本計画」や「対処方針」については、特定機密保護法の拘束が生じます。ましてや戦争が始まった段階で、「どの国にどれ程の兵力が必要となるのか」「どういう作戦で軍隊を派遣し運用するのか」といった内容を国会に提出できるはずがありません。

これまでの国会審議でも、イラク派兵時の自衛隊の行動記録に関する情報公開を求めると、ほぼ全て黒塗りにされた資料しか開示されない中で、実際の戦争が始まれば、国会も何も知らされないで承認せざるをえない状況となることは間違いありません。

私たちはその点でも、過去の大きな教訓もっています。ベトナム戦争でアメリカが北爆を開始するきっかけとなった「トンキン湾事件」は、明らかにアメリカが捏造した事件でした。また、ブッシュ大統領が大量破壊兵器の保有を理由にイラクへの攻撃を行ないましたが、後に

なって「大量破壊兵器は存在しなかった」という報告がなされています。この戦争で、一体どれだけの尊い人命が奪われたのでしょうか。そして、日本政府が作成したイラク戦争に関するA4サイズのたった4ページにまとめられた報告書では、『大量破壊兵器は存在しない』という情報を確認できませんでした」とだけ記された内容でした。

アメリカ政府から盗聴されていたことが公にされたにも関わらず、素直に付き従っているような政府であれば、この戦争法案によって参戦し、多くの被害を出した後、『国民の生命、自由および生命、幸福追求を根底から覆さない』という情報は確認できませんでした」という報告で終わりにすることは明らかです。

#### ◆武器、弾薬の輸送に関する問題

この間の国会審議で、武器と弾薬の違いに関して「ミサイルも手榴弾も消耗品だから『弾薬』であって『武器』ではない」という驚くべき答弁が行われています。また、弾薬を提供することについても中谷防衛大臣は、先に締結したガイドラインとしての日米防衛協力協定で、アメリカの要請によって弾薬の提供を法案化したと明言しています。

さらに核兵器の輸送に関して、中谷防衛大臣は「(日本には) 非核三原則があるから政策判断としては、核兵器を輸送することはない」と答弁していますが、これは核兵器の輸送は、法文上、禁止していないものの、政策判断で核兵器の輸送はしないと断言しているのだから、裏を返せば、政策判断で核兵器の輸送もできると断言しているのです。これは、政府が開戦または参戦するか否かの判断を総合的にできるのと同様、核兵器の輸送や、毒ガスの輸送も、自由に政策判断できることになってしまいます。この点でも、法治主義が如何に蔑ろにされているのかが伺えます。

#### ◆多くの不備がある自衛隊法改正案

今回の法案では、国連の平和維持活動などについても、自衛隊の参加を可能にする内容が盛り込まれています。これは「国際連携平和安全活動」というものですが、今回の法案では「いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施する」ということが縷々述べられています。つまり、

国連による自衛隊派遣でない場合、どちらの当事者にも偏らずに平和安全活動を実施することが如何に困難なことかを誰もが知っているわけです。

また、自衛隊法の改正によって「在外邦人保護」のために、自衛隊の海外派兵を可能とする点は極めて重大です。「在外邦人の保護」とは、過去の山東出兵や満州事変、盧溝橋事件などで日本が使った出兵の常套句です。この在外邦人の保護活動として、どういうことが想定されているかといえば「自衛隊が邦人の集合場所に向かう途中にこれを妨害する武装勢力の排除」さらに「邦人の集合場所を取り囲んでいる群衆の排除」「集合場所への移動中に連れ去られた邦人の救出」「在外公館が占拠されて人質になった邦人の救出」などが挙げられています。つまり、自衛隊が邦人救出に向かう途中に、存在する群衆を排除あるいは武装勢力を排除する活動を行なうこととなります。

しかし、今は装備をしてテロを行う時代ではありません。逃げてくる避難民にまぎれて自爆テロを仕掛けるなど、そこでの新たな殺戮行動が起こるのです。逃げてくる住民とそれを追いかけて来るテロの兵士と誰がどう見分けることができるのでしょうか。それをどう排除するのでしょうか。

おそらく、市民に死傷者が出ることとなります。日本の自衛隊は軍隊ではないので、自衛隊員の方が海外で市民を殺せば、これはその国における殺人罪となります。本来であれば、日本から出兵をする際には、在外での犯罪の処罰規定を整理しておくべきですが、それはこれから整備することになっているとの答弁です。

この法案が成立すれば、明日にでも出兵し、自衛隊員は海外で銃を撃った瞬間、単なる殺人者となってしまう可能性もあります。また、現地で捕虜を拘束した場合、日本に連れ帰ってくるのか、その場合は捕虜をどこに収容するのか。また、自衛隊員が捕虜になった場合、どのように解決するのかといった問題については、何らの法整備もされていません。

さらに、自衛隊員が海外で犯した罪を裁くための軍法会議、軍法裁判所が必要となりますが、日本の憲法では「特別裁判所」を設けることは

できません。では、現在の憲法を改正して、軍事裁判所を設置し、軍法会議を設定するのか。自民党の憲法改正草案（第9条）では、自衛隊を国防軍として「国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く」という規定があります。

さらに先ほども申し上げましたが、海外で銃弾が一発でも発射されれば、日本全土が戦場と化す可能性が十分にあります。その場合、いつどこからミサイルが飛んでくるのか分かりません。

この場合、緊急事態宣言を含めた緊急事態法制への整備を視野に入れた自民党の憲法草案第9章では「わが国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、大規模自然災害などの緊急事態において、特に必要だと認める時は、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる」との条項を規定しています。今回の安全保障関連法案が成立すれば、ドミノ倒しのような事態となり、最終的には憲法を改正せざるをえないような局面に進んでいくことが危惧される状況にあるのです。

#### ◆学生、大学教職員がこの問題に反対する歴史的な意味

このように、安全保障関連法案にはさまざまな問題がありますが、大学教職員や学生の皆さんがこの法案に反対することの歴史的な意味をお話したいと思います。私も発起人の一人となって「安保関連法案に反対する学者の会」が立ち上がりましたが、その際「憲法学者でもない素人の学者が何故この法案に反対するのだ。そんな資格はないのではないか」といった非難を受けました。

確かに憲法学者でない大学人にとって今回の法案は門外漢かもしれませんが、論理によって成立した社会がなくなってしまうことへの強い危機感があるのです。さきほども紹介しましたが、武器と弾薬の区別さえないような国会答弁が行なわれていることは、概念や言葉を使って研究し、それを社会に還元していくことを責務とする私たちの存在理由や、存在そのものが

否定されることなのです。

禅問答でも、もう少し分かりやすいと思いますが、国会であまりに酷い議論が行われているのを目の当たりにし、教員であれ、大学であれ、学生であれ、大学に籍に置く者として、言葉というものをこれほど愚弄する社会になっていることと、事実をいかようにでも言葉でごまかしていくことができるような社会になってしまうことに対して、まず反対の声をあげなければならないと思ったのです。

自己欺瞞に満ち、誰もが誰の言うことも信じられないようなニヒリズムの社会になってしまうことにどこかでストップをかけなければならない。それは理系であれ、文系であれ、職員であれ、学生であれ、言葉あるいは論理というものを抛り所として生きている私たちの「存在理由」に関わる極めて重要な問題なのです。

また、この安保関連法案と同時に進行している憂慮すべき事態、とりわけ理系の先生方に考えていただきたい問題があります。この間、文科省や防衛省は、研究資金をちらつかせて大学における軍事研究や防衛技術提供への圧力をかけています。

戦中・戦時下、理化学研究所や京都大学理学部では、原子爆弾の研究を行っていました。今も民生のためと考え作られたものが、軍事に転用されることはあります。人間や社会の発展のためと考えて進められた研究成果が、戦争に転用されることは、過去にも多くの例があります。例えば、ハーバー・ボッシュ法による空中窒素固定法で、「肥料」を作ることができるようになりました。ただし、空中窒素固定法で弾薬を作ることにも可能となったのです。私たちは、科学の発展を止めようとは思っていません。しかし、武器輸出三原則を「防衛装備移転」と言葉を変えて、名目上、防衛装備の研究を進めることで武器開発研究が正当化されようとしているのは、見過ごすことのできない重大な問題です。

すでに防衛装備開発への研究資金提供は、ルーティーン化しています。ある大手新聞では「軍事研究を大学が規制することは研究の自由を侵すものである」との論調を展開していますが、何をもって「研究の自由」を主張するのが大きな問題なのです。それらの研究成果が、直接



的な武器開発にはならなくても、弾薬を開発して「物品供用」として提供されていくことが懸念されます。

この道をこのまま進んでいくのか。あるいは「No!」の声を上げるのか。今、私たちは試されているのです。「自由と平和を守る京大有志の会」の声明文では「学問は戦争の武器ではない。学問は商売の道具ではない。学問は権力の下僕ではない」ことが強調されていますが、私もその驥尾に附して京大の一員として声を挙げ続けていきたいと思えます（拍手）。

大学における研究活動、責任とは何でしょうか。私は、それを「批判知」と「構想知」と考えています。大学ないし学問研究、社会的機能とは、社会で進んでいる事態について、的確な分析と認識を行った上で、適正な批判を提示することです。そこでは、何よりも自由な討議が重要になります。学問研究の自由なしに、批判も生まれえません。だからこそ、現在文科省は、学長のガバナンス強化、権限の集中を強引に押し進めることによって、学問研究の現場から自由な発想と討議の機会を奪い取ろうとしているとしか思えません。

他方、こうした批判を行うためには、私たち自らが到達すべき社会とは何であるのかという将来像を提示していかなければなりません。それを私は「構想知」と呼んでいます。それは、単なる希望や願望ではありません。とりわけ人文・社会系学問における多様性と持続性をもった研究結果として、それはもたらされるはずで、財界の意向を受けた文科省が、「選択と集中」による研究資金で圧力をかけているのは、批判知や構想知を圧殺するものです。

また、私たちは「反対であれば、対案を出せ」という批判に対して、沈黙する必要は全くありません。いま多くの人たちが全国各地で声を挙げているように、その反対の声に対して対案を出すのが政治家の責任であり、国民に対案を出せと言うのは政治家の職務怠慢です。それでも対案を出せというのなら、私たちはすでに各地のデモで掲げている言葉をそのまま繰り返していけば良いと思えます。それは何か。「憲法9条こそが私たちの対案です」—これに尽きます（拍手）。

さらに言えば、憲法9条の主張を世界に広げること。それこそ私たちが21世紀の国際社会に向けて提起できる最も有効な対案です。それは他でもなく、日本国憲法の前文で「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べている精神に直結していくのではないのでしょうか。

安倍首相は、アメリカと対等に血を流すことが世界の平和に貢献し、日本が世界の中心で咲き誇る国になると考えているようですが、私はアメリカであれ、いかなる国であれ、他の国の戦争と一体となって、武力介入することで名誉ある地位を占めることができるとは到底思えません。

#### ◆法案を止めるための具体的な行動

最後に、この法案を本当に止めるためには、いかなる方法を具体的に私たちはとれば良いのでしょうか。まず、私たち大学に籍を置く教員、職員、学生ができること、そして最もやるべきことは、非論理的な法案に対して、論理をもって正面からそれを批判していくことです。これが第一義であります。しかし、一方で運動として展開することも必要です。

京大有志の会は「権力に楔を打ち込む」という主張をしています。では、どうすれば権力に楔を打ち込めるのか。一つは、創価学会の方々に訴えることです。すでにご存知のように創価学会の方々も三色旗を持って、安保関連法案に抗議する集会やデモに参加する状況となっています。私は、憲法9条に関する創価学会の女子部や婦人部の方々が主催する学習会に何度か招かれたことがあります。彼女たちは真剣に平和を追求しようとする熱意に溢れていらっしゃいましたから悩んでいられることと推測します。

公明党あるいは創価学会の方々を敵とするのではなく、彼や彼女たちと連携する道も私たちは模索する必要があります。

もう一つは、自民党議員個人への働きかけです。自民党の麻生財務大臣は、麻生派の会合で「あれだけ世論の反対があるのに、お前たちの

ところに反対の電話かかってきているか。全然ないだろ」と話したことがマスコミなどで報じられていますが、それなら電話や FAX をどんなかけてあげたら良いのです(笑)。また、京滋選出の国会議員に対して安保法関連法案に関するアンケートを行い、それに回答していただき、その回答に対してきちんとした対応をしていくことも必要かもしれません。

また、多くの憲法学者が今回の安保関連法案が「違憲である」と主張されているのであれば、憲法訴訟を起こせば良いのではないかとの意見もあります。ただ、残念ながら皆さんもご存知のように日本の憲法訴訟は、事件性がなければ提訴できません。つまり、具体的な権利侵害がなければ、原告適格が認められないのです。しかしすでに、集団訴訟などを含めて、訴訟を起こす動きが始まっているので、これらの動きに私たちも加わっていく可能性はあります。現に被害が起こってからでは遅いというのも、一つの法的な立論の根拠になるはずです。

そして、今日は様々な職業や年齢、性別を超えた連携がなされる中で、これだけの方々がお集まりになっています。一つひとつは小さな動きかもしれませんが、確実な一歩となると私は確信しています。

私は、安全関連保障法案すなわち戦争法案に満空の怒りをもって反対いたします。2015年8月5日、山室信一。(盛大な拍手)

#### ◆各大学のリレートーク (敬称略)

\* 藤原辰史 (京都大学/自由と平和のための京大有志の会)

声をあげるのは勇気がいる。行動することで切れた縁もあるが、数倍の縁ができた。今日は立て看板をつくった。京大有志の会への賛同は、2000名以上に広がり、仲間がいることを実感している。

93歳の元海軍兵の方から「声明に勇気付けられた」「自分の体験を語らせてほしい」と言われ、学習会をすることになった。私たちは「個」であるが「孤独」ではない。8月22日に、



京大学内で山室先生の著書の読書会、9月1日には安保法制反対集会を開催する。

\* 小松浩 (立命館大学法学部)

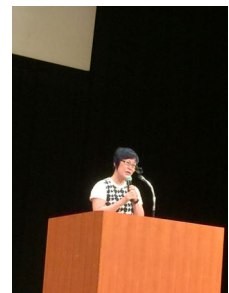
立命館大学法学部・法務研究科教員有志の声明には63名が賛同。「安保関連法案に反対する立命館学園有志の声明」には、793人が賛同。7月29日には「大阪・茨木キャンパス」で学習会を開催。教学理念である「平和と民主主義」の魂が入る企画となったのではないかと。



AKB48は「僕たちは戦わない」という歌で「憎しみは連鎖する」と歌っているが、まったく同感だ。戦争法案は立憲主義、平和主義、民主主義に反するもの。さらには、表現の自由や学問の自由を制限することを先取りするものだ。安倍首相を退陣させよう。

\* 岡野八代 (同志社大学/安全保障関連法案に反対する学者の会呼びかけ人)

正義に反するものに反対しなければならない。村田学長は「一人の教授としての意見」と言い逃れをしようとしているが、許してはならない。大学は、一人ひとりの存在するものへの愛着の上に成り立っている。それを保障しているのが憲法9条だ。京都は最も学生・大学人が多い。誰かに犠牲を強いる安保法制には反対を。



\* 鈴木真澄 (龍谷大学法学部/龍谷大学教職員有志声明呼びかけ人)

7月23日に深草キャンパスで集会を開催し、130名が参加。瀬田、大宮でも集会を開催。



冷戦時代の米ソ間では交渉窓口が開いてなかったために、核開発競争になった。政権は「安全保障環境の変容」を問題にするが、ISと日本の交渉窓口がないことが問題。

積極的平和主義とは、私は「日本が丸腰で平和を押し付ける」ことだと訴えている。日本に平和のテーブルを設置するべきだ。3つの理由がある。1つ目に唯一の被爆国だから。2つ目は、宗教的に寛容だから。3つ目は、憲法9条を持つ国だから。支持率が20%を切れば、安倍首相は退陣に追い込まれる。支持率を下げよう。

\* **吉中康子** (京都学園大学経営学部／組合執行委員長)

京都学園大で集会の開催はできてはいないが、教員は「9条に守られてきた」と思っている。戦争をなくす教育を広めなければならない。軍事的な国際貢献はやめるべきだ。

日本は平和に貢献する様々な知識や高い技術を持っている。国も大学の教員も学生を戦場に送るのではなく、平和貢献を追求すべきだ。

\* **神代健彦** (京都教育大学)

この法案は民主主義、平和主義、立憲主義の危機だ。教員を育てるものとして、私たちには二つの責務があると考えている。一つ目は、学生を戦場へ送らないこと。二つ目は、教え子が育てた子どもたちを戦争の危険にさらさないこと。7月22日に開催した「憲法サロン」には80名が参加し、立ち見も出るほど集まった。今日午前中に会を立ち上げ、声明を発表した。

※ 読み上げられた声明

<http://kueyushinokai.blogspot.jp>

\* **岡崎祐司** (佛教大学)

7月25日に声明を発表、6学部の教員が賛同する幅広い取り組みとなっている。

声明文を読み上げて紹介

( [https://www.facebook.com/toshiro.nozaki/posts/563761537095312?notif\\_t](https://www.facebook.com/toshiro.nozaki/posts/563761537095312?notif_t) )。

学生が研究室を訪ねてきて「法案に反対したいが、母親は『政治にのめり込むな』と言っている。どうしたらいいか」との相談を受けた。今度の問題は水準が違う。安倍政権は憲法を機能不全にしようとしているから、闘わなければならない。武藤貴也議員が理想としている人材は、国に従う人材でしかない。学生への不当な圧力を許してはならない。

\* **宗川吉汪** (京都工芸繊維大学名誉教授)

工繊大でも有志の会を8月4日に立ち上げた。学内でビラを配布することは、70年代以降なかったので大変なことだったが、半分の人には受け取ってくれた。

すごいことだ。第一次安倍政権は教育基本法を改悪し、第2次安倍政権では学校教育法を改悪してトップダウンの大学にしようとしている。

入学式の案内が毎年送られてくるので出席しているが、来年の式典で「日の丸」が掲揚されるのではないかと心配している。

\* **SEALDs KANSAI** (同志社大学学生)

SEALDsが戦争法案に反対する理由は2つある。1つ目は、立憲主義に反するから。10本の法案を1つにして審議することは国会と代表制議会主義を軽視するもの。2つ目は、戦争に巻き込まれる危険性があること。海外で武力行使をする「積極的平和主義」は、アメリカの戦争に巻き込まれる危険性を高める。

現在、「SEALDs KANSAI」には120名以上が参加し、それぞれが戦争法案反対の思いを持って活動している。それを自分の言葉で語ることが大切だと考えている。仲間の発言から自分も学んでいる。武藤衆院議員は「利己的な考え」だと批判するが、とんでもない。今後も関西の各地で街頭宣伝行動とデモを行なう計画をしている。